

第2次郡上市教育大綱、第3期郡上市教育振興基本計画について

郡上市教育大綱及び第2期郡上市教育振興基本計画の計画期間が平成30年度で終了するため、新たに第2次郡上市教育大綱、第3期郡上市教育振興基本計画を策定しました。

※第2次郡上市教育大綱、第3期郡上市教育振興基本計画は、市ホームページでご覧いただけます。



【第2次郡上市教育大綱】

計画期間：2019年度～2024年度

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、市長が総合教育会議において協議し、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

第1次教育大綱を引き継ぎながらも、AIの進展に対応した教育や教職員の働き方改革など、時代の変化とともに必要とされる施策を追加し、第2次教育大綱としました。

【問い合わせ先】

市長公室 企画課
電話 0575-67-1831
FAX 0575-67-1711
E-Mail : kikaku@city.gujo.gifu.jp

【第3期郡上市教育振興基本計画】

計画期間：2019年度～2024年度

少子高齢化や情報化、グローバル化の進展などにより、教育を取り巻く環境は、急速かつ大きく変化してきています。また、学習指導要領が改訂され、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や道徳及び小学校高学年の外国語（英語）の教科化など、新たな教育活動が実施されます。こうした社会の変化や教育を取り巻く現状を踏まえ、「たくましく共に生きる郡上人の育成・生きがいと希望にみちた社会の実現」を目指す姿として決めました。

【問い合わせ先】

教育委員会 教育総務課
電話 0575-67-1123
FAX 0575-65-2584
E-Mail : kyouiku@city.gujo.gifu.jp

毎月28日は「岐阜県防災点検の日」です

明治24年10月28日、県内において、死者約5千という未曾有の被害をもたらした「濃尾大震災」にちなみ、岐阜県では、毎年10月28日を「岐阜県地震防災の日」、また毎月28日を「岐阜県防災点検の日」と定めています。

毎月28日は、個人、家庭、地域、学校、職場において、災害に備えるための点検を実施する機会としてとらえ、地域防災力を高めましょう。

地震火災から命を守るために

地震火災から命を守るために、普段から次のポイントについて心がけておきましょう。

また、大規模に延焼する恐れのある地震火災を防ぐためには、火災そのものを発生させないことが重要です。

地震が発生したとき

- まず身を守る（まず低く、頭を守り、動かない）
- 揺れがおさまったらすぐにガス、元栓、電気機器類のスイッチを切る。
- 避難するため家を離れるときは、必ずブレーカーを落とす。

- 火災が発生したときは「火事だー！」と大声で叫び、隣近所に援助を求める。

日頃の備え

- 家の出口付近の大型家具は、転倒防止器具で固定する。

- 住宅用火災警報器を所定の位置（寝室、階段の上部等）に必ず取り付ける。
- 対震消火装置付きの火気器具を使用する。

電気火災対策には感震ブレーカーが効果的です

東日本大震災の本震を原因とする火災のうち、半数以上が電気関係の火災でした。地震が引き起こす電気火災とは、地震で本棚などの可燃物が倒れ、停電復旧後に電気機器が作動し、可燃物に着火することによる出火や、地震で家具が転倒して、電気コードが下敷きになったり、引っ張られたりして損傷し、停電復旧後、コードがショートして、可燃物に着火することによる出火です。

感震ブレーカーとは？

地震発生時に、設定値以上の揺れを感じて、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、留守のときやブレーカーを落として避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段です。

■ 詳細については郡上市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.gujo.gifu.jp/file/cat873/post-164.html>

(参考) 総務省消防庁資料「地震火災から命を守るために」

総務部総務課
67・1832

